

國立大學法人弘前大學 平成30年度の業務運営 に関する計画（年度計画）

平成30年度 国立大学法人弘前大学 年度計画（作成様式）

（注）□内は中期計画、「・」は年度計画を示す。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためによるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

（1）教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

《学士課程》

（教育課程）

【1】教育推進機構において、平成28年度から実施する新しい教養教育カリキュラムの成果について、各年度毎に外部試験の活用等による客観的な検証・分析を行い、その結果を教育課程に反映させる。

- ・【1】教養教育科目について、引き続き英語力分析・判定のための外部試験等を活用するなど、教育効果等について客観的な検証・分析を進める。

《学士課程》

（教育課程）

【2】教育課程全体を見通した専門教育の質的転換を進めるため、ミッションの再定義や学部改組を踏まえ、教養教育を高年次化し、専門教育と接続、学部間や地域との連携による教育内容・方法の改善を図る。

- ・【2】引き続き教養教育の高年次化を順次実施していくとともに、教育戦略室を中心に「新しいFDプログラム」を実施し、教育内容・方法の改善に向け教育活動等の実施状況を調査・分析して平成30年度における提言をまとめる。

《学士課程》

（教育課程）

【3】教育学部においては、青森県における教員養成の拠点としての機能を果たしていくために、学校現場で指導経験を有する教員の割合20%を確保し、地域との連携・協働による教員養成の展開と教職キャリア支援の充実により、青森県における小学校教員採用の占有率50%を達成する。

- ・【3-1】学校教育教員養成課程小学校コースの入試にA0入試を導入し、意欲と行動力のある学生を確保する。
- ・【3-2】学生へのアンケート調査結果にもとづき、在学期間を通じた教職キャリア支援教育を体系化するために、1年次の教職キャリア授業科目を必修科目として開発する。
- ・【3-3】教職キャリア支援について、策定したガイドラインに則って、教職支援室を中心とした定期的な集団サポートを展開するとともに、個別サポート体制を充実させる。

《学士課程》

（教育方法）

【4】学生が自らの「学び」をデザインし、自ら学修する時間を確保する主体的な学修を促すため、教養教育における授業の50%以上に能動的学修（アクティブ・ラーニング）を導入する。

- ・【4】能動的学修（アクティブ・ラーニング）を取り入れた授業について、引き続き実

施状況調査を行うとともに調査結果等を踏まえ、教養教育における導入の拡大に向けた取組を実施する。また、能動的学修のための教室環境の整備等を引き続き行う。

《学士課程》

(教育方法)

【5】これまでの成果を踏まえ、科目ナンバリングの再構築を行うとともに、学生の協力によるSA（スタディ・アシスタント）の体制を整備する。

- ・【5】本学の特性に応じた科目ナンバリングの再構築を行う。また、SA（スタディ・アシスタント）の体制を整備するとともに、引き続き実施結果の検証を行う。

《学士課程》

(教育方法)

【6】地域の人材や資源を活用した実践的な授業を拡充し、地域志向科目を200科目以上開講する。地域の社会人の学び直しのための教育プログラムを開発する。

- ・【6】引き続き200科目以上の地域志向科目を開講し、開講状況を公表するとともに内容の充実に向けた取組を進める。また、社会人の学び直しのための「弘前大学グリーンカレッジ」や履修証明プログラムを引き続き実施する。

《学士課程》

(教育方法)

【7】「地域を志向したキャリア教育」を中心に、学部4年にわたる体系的なキャリア教育を開発・実施し、平成27年度と比較し、県内企業等へのインターンシップ参加学生数を倍増させる。

- ・【7】初年次キャリア教育科目（必修科目）並びに2年次キャリア教育科目（選択必修科目）の実施状況を踏まえ、キャリア教育の体系化に向けて高年次キャリア教育科目（必修科目）を開講する。また、県内企業等へのインターンシップ参加学生数を増やすため、引き続き地元企業視察プログラムやインターンシッププログラムを実施する。

《学士課程》

(教育方法)

【8】専門課程への円滑な接続のための科目群を新たに開講するとともに、TA（ティーチング・アシスタント）の積極的活用等を進め、入学前教育も含めたリメディアル教育を拡充する。

- ・【8】引き続きAO入試による入学者を対象とした入学前教育プログラムについて、各学部の意向を取り入れた上で実施するとともに、アドミッションセンターを中心にリメディアル教育について見直し、実施に向けた準備を行う。

《学士課程》

(成績評価)

【9】成績評価の厳格化を進めるとともに、学修成果の可視化としてのポートフォリオ及び達成目標としてのループリック等を整備し、学生の主体的な学修を促す評価を導入する。

- ・【9】成績評価の厳格化、学修成果の可視化、学生の主体的な学修を促す評価を進めため、成績評価に関するガイドラインと、ポートフォリオ及びループリックについて教養教育科目を中心に活用する。

《大学院課程》

【10】専門分野の枠を越えた教育・研究指導を実現するため、各研究科の連携を推進するとともに、大学院における教養教育の在り方を検討し、「大学院共通科目」を再構築する。

- ・【10】平成29年度に決定した「大学院共通科目」の再構築の方針に基づき、全学的な大学院改組の検討と連動して具体的な授業科目について検討し、平成32年度開講に向けた準備を進める。

《大学院課程》

【11】平成29年度までに教職大学院を設置し、青森県教育委員会等との連携により、優れた実践力を備えた教員養成プログラムを開発・実施するとともに、その修了者の教員就職率85%を確保する。

- ・【11-1】青森県教育委員会及び市町村教育委員会との連携を一層強化し、実効性のある教育プログラムを展開するために連携協力校を増やすとともに、学部・附属学校園との協働による実習の充実に取り組む。
- ・【11-2】修了生が教職大学院と関わりを持ちながら学び続けられる態勢作りのための「修了生連絡会」を発足させる。また、教育実践開発コースの教員採用試験対策を展開する。
- ・【11-3】平成32年度の教科教育領域・特別支援教育の導入に向けた調査研究を継続しながら、新教育プログラム設置のための制度設計を行う。

《大学院課程》

【12】地域の社会人学び直しを推進するため、社会人学生を対象とした新たな教育プログラムを開発・実施し、大学院への受入を拡充する。

- ・【12】地域社会研究科における「大学院レベルの高度な専門プログラム」について、内容を検証・改善した上で引き続き実施する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

【13】教養教育を含む教育改革を企画・推進するため、教育推進機構を再編し、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を一体的なものとした全学的な教学マネジメントを確立する。

- ・【13】教育推進機構において、引き続き、アクティブ・ラーニングの導入拡大、ループリック及びポートフォリオの活用、FD標準プログラムの実施等、三つの方針を一体的なものとした教育改革の各種取組を推進する。

【14】主体的・能動的学修を展開するために、教室の改修をはじめ学修環境を整備する。

- ・【14】引き続き、教養教育を行う講義棟を中心にワークショップ等を自在に展開できる教室環境の整備を進める。

【15】教育改革を推進するための教育方法研究、地域志向教育を中心としたFD（ファカルティ・ディベロップメント）活動を全学的に展開する組織を整備する。

- ・【15】平成29年度に内容を充実したFD標準プログラムを継続して実施する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

【16】学生及び保護者のニーズ把握を進め、独自奨学金等による経済的な支援をはじめ学生生活全般にわたる支援を強化する。

- ・【16】学生との懇談会や保護者アンケートを引き続き実施し、学生生活全般について、ニーズを把握し、支援の充実を図る。

【17】学生のメンタル面での相談・支援及び関係教職員への啓発・研修を拡充する。

- ・【17】学生の相談・支援にかかる学生総合相談室相談員の研修等を継続して実施する。また、対応事例等を収集・整理し、教職員へ提供する等相談態勢の充実を図る。

【18】発達障害を含めた障害学生の学修・生活を支援するため、全学的な支援方針を策定するとともに、専門相談室の設置や支援コーディネーターの採用などの支援体制を整備する。

- ・【18】障害を理由とする差別の解消を推進するため、学生や教職員への啓発・広報活動を行う。また、障害者支援のための技術講習会等を実施し、学生特別支援室の活動を充実させる。

【19】課外活動の支援を強化するとともに、地域との連携によるボランティア活動等のプログラム開発・実施や活動に関する相談・助言、情報提供を行うなど、学生の地域活動の支援体制を整備する。

- ・【19】学生の課外活動を支援するため、学生が組織する課外活動連合会と大学との協議を継続して実施する。また、地域志向人材育成に係る事業と連携し、地域活動を行う学生サークルの活動状況を地域へ情報発信する等により、活動環境の整備を引き続き行う。

【20】学生と連携した大学づくりを進めるため、学生の提案等により学生が大学の教育・学生支援に協力し主体的に活動する制度を創設する。

- ・【20】学生が主体的に大学の学修環境や学生生活等の充実に向けて活動できるよう、学生の提案等を基に学生と教職員双方が参画する懇談会を引き続き開催するなど、学生と大学が連携する仕組み作りに取り組む。

【21】学生の就職活動の支援について、県内就職を中心に強化・充実を図るとともに、キャリア形成を支援する体制を整備し、県内就職志望率50%を達成する。

- ・【21】学生のキャリア形成のため、キャリア支援体制の充実やセミナー等の支援メニューの拡充を図る。また、県内企業等を対象とした企業見学会やセミナー等を実施する。

(4) 入学者選抜の改善に関する目標を達成するための措置

【22】入学者選抜方法に関する調査研究・企画立案を担当する組織を新設する。入学者選抜改革のための全学的な委員会を設置し、高大接続の観点からAO（アドミッション・オフィス）入試の拡充など学生の多様な能力を評価する個別選抜の改革案を策定、実施する。

- ・【22】アドミッションセンターにおいて、英語認定試験及び国語・数学記述式試験の具体的な活用方法について、大学入試センターが行う大学入学共通テスト試行調査

(プレテスト) の結果や国立大学協会作成のガイドラインを踏まえ、調査研究を行う。また、入学者選抜改革検討委員会において、平成 33 年度入試の入学者選抜方法及び実施教科・科目等（予告）の公表に向け、入学者選抜方法の改革案を策定する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

【23】国際共同研究の推進による国際共著論文数の倍増及び海外研究機関との研究プロジェクトの積極的な推進により、健康科学研究・脳科学研究・放射線科学研究・物質科学研究をはじめとする大学の特徴ある研究の国際拠点を形成する。

- ・【23-1】客観的指標である学術文献データベースを活用して、研究力の評価分析方法を見直すとともに、評価結果の利活用をすすめ、国際共同研究や本学の特色ある研究の促進を図る。
- ・【23-2】放射線科学及び被ばく医療のアジアにおける拠点を目指した教育・研究を推進するため、世界各国の研究者、特にアジアからの研究者を招聘した国際シンposium等を開催する。また、海外の連携協定機関等を基軸にしたネットワークの拡充により、国際放射線科学コラボセンター（仮称）の設置に向けた活動を実施する。
- ・【23-3】物質科学研究に関して、海外研究機関と研究者の相互派遣・受入れを伴う国際共同研究を実施する。また、さらなる研究者交流の活性化を図るため、海外機関との国際共同研究を本格的に進展させる。

【24】大学及び教員の研究力評価分析を元に新規性・萌芽性のある基礎研究に対して、学内公募型研究助成事業等を推進し、研究資金及び研究環境の重点的な支援及び整備を行う。

- ・【24】新規性、萌芽性のある基礎研究や、本学の競争的優位性のある研究領域を発展させるための研究支援を行うとともに、学内研究助成事業等の見直しを行う。

【25】地域を中心とした文化財の保存活用等を含めた人文社会科学研究の発展・充実のため、分野を超えた知の結合による学術情報の学際的な視点を踏まえた人文社会科学分野と自然科学分野との共同研究を推進する。

- ・【25-1】全国で唯一の出土米情報を引き続き集積・解析し、気候変動に耐性をもつ品種候補についての特定を行うとともに、他の作物を含め、現在の食料資源の安定供給等に関する研究を行う。
- ・【25-2】平成 29 年度からの共同研究を継続して進めるとともに、環境激変期の縄文晩期から弥生時代の遺跡について弘前市及び宮城県栗原市の 2 自治体との共同研究により発掘・資料調査を実施し、その成果等は展示会を開催し広く公開する。
- ・【25-3】青森県の重要課題である人口減少に対応した住民主体の地域づくりに寄与するため、地域社会研究科を中心とした領域横断的組織により、県内各地域の地域経営体のあり方に関する調査研究を進めるとともに、地域デザインのあり方について引き続き青森県との議論を深め、次年度以降の受託研究獲得に向けた取組を積極的に展開する。

【26】地域における人口減少や健康問題の克服、健康長寿の実現という地域課題の解決と、QOL（生活の質）の向上を図る研究に取り組む。さらに、豊富な食糧資源や観光資源といった地域の強みを活かし、食、健康や福祉の分野に関する文理融合的な地域志向型多領域研究を進める。

- ・【26-1】COC 抱点整備事業の一環として、地域課題解決のための研究活動を支援する「青森ブランド価値創造研究」事業を実施する。
- ・【26-2】青森県産食料資源の高付加価値化の研究、商品化に繋げるための研究、生産技術に関する研究を行う。
- ・【26-3】COI STREAMを中心に、地域住民の大規模な健康診断・運動機能計測を実施するとともに、「新型（啓発型）健診プログラム」ビジネスモデル構築を引き続き実施する。また、健診プログラムの複合化、多機能化を進めるとともに、国内トップアスリートの運動機能評価のため開発したセンサシステムの精度評価を行う。
- ・【26-4】地域や他大学との協働により、新たな医用システムの研究開発を推進するとともに、日本医療研究開発機構 AMEDへの助成申請等を通じて実用化を目指す。また、COI 事業のデータ収集における医用システムの応用、弘前市との連携による技術セミナーの開催、グローバル教育の実施により、地域における医工人材の育成と新産業創出に向けた取組を行う。
- ・【26-5】白神岳山頂等の植生・地象・気象の変動モニタリング及び植物・昆虫の標本収集を継続して実施する。これらの成果を公表して、地域に還元するとともに、環境変動の実態を把握する。また、白神山地でのツアーに求められるニーズを活用した観光ツアーカー人材育成講座及び啓発セミナー等を実施する。

【27】青森県の特性を踏まえ、安全・安心で持続可能な地域社会に寄与する再生可能エネルギー、環境や被ばく医療に関する研究に取り組む。

- ・【27-1】被ばく医療総合研究所を拠点として、福島県浪江町復興支援プロジェクト、放射線科学研究及び被ばく医療に関する研究を推進する。
- ・【27-2】再生可能エネルギーへの取組として、太陽電池パネルへの積雪荷重の力学的解明、未利用熱利用に向けたシステム構築の検討や、実用化向けバイオマスガス化炉実機の小型デモ機の試作、新たなエネルギー貯蔵材料の開発を実施する。また、むつ燧岳等における熱水上昇域の精査、潮流発電、小規模風力エネルギー、洋上を含む風力発電などの、利用技術を含めた社会実装を推進する。
- ・【27-3】白神岳山頂付近において、植生と気象地象に関する環境変動モニタリングを継続するとともに、白神川、赤石川流域を中心に、モニタリングサイトを増設する。生物標本の収集保管を継続するとともに、平成28年度に寄贈された細井標本の整理を進める。これらの標本を含め、これまでに収集整理した生物情報を公表して地域に還元するとともに、過去の情報と比較して、環境変動の実態に検討を加える。
- ・【27-4】青森県の特性を踏まえ、深部地熱などの地域資源活用型次世代エネルギーの開発や、洋上風況解析及びエネルギー貯蔵等、自然エネルギーとその利用に関する基礎研究を開拓するとともに、地域のエネルギー環境問題に取り組む人材を育成する。
- ・【27-5】引き続き青森県とその周辺の地震活動状況の観測研究を行うとともに、津軽平野南部の地下構造の解明を進め歴史地震の被害との関係を探る。また、データ同化手法による津波の即時予測の研究を進める。

【28】原子力関連施設を擁する地域特性に鑑み、海外及び国内機関との連携の下、全学的な「放射線科学」及び「被ばく医療」に係る教育・研究の国際拠点を構築し、特にアジア諸国を中心に関内外における国際的な視野を有する高度専門職業人を育成する。さらに、東日本大震災後の弘前大学の果たしてきた様々な社会貢献をもとに、当該分野におけるリーダーシップを発揮し、国の被ばく医療機関として放射線事故等有事の際には、診療面も含め世界的な貢献を果たす。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【28-1】国の「高度被ばく医療支援センター」及び「原子力災害医療・総合支援センター」にかかる平成30年度の指定更新に向けて、施設要件の見直しと体制整備を行う。また、関係機関との連携協力によって有事対応に向けた人材育成、ネットワーク構築、被ばく医療に関する研究の強化と充実を図る。
- ・【28-2】海外の連携協定機関等を基軸にしたネットワークの拡充により、国際共同研究のさらなる活性化を進め、それらの取組から質の高い国際共著論文の公表と被引用件数の増加を図る。
- ・【28-3】平成29年度に設置された「放射線看護教育支援センター」において、放射線看護分野の確立と発展に向けた活動の強化を行う。具体的には、被ばく医療や放射線治療に関わる看護師に対する教育支援を目的として、放射線看護セミナーの開催や放射線看護に関する相談活動を積極的に展開する。
- ・【28-4】保健学研究科において、被ばく医療コースへの留学生の受入を促進し、青森県内外の放射線・原子力関連機関と連携し、原子力災害医療に対応する人材を育成する。
- ・【28-5】福島県浪江町における「浪江町復興支援プロジェクト」や「放射線リスクコミュニケーション事業」推進による復興支援を行うとともに、これらの活動成果を社会へ還元し、情報発信にも積極的に取り組む。
- ・【28-6】放射線科学及び被ばく医療のアジアにおける拠点を目指した教育・研究を推進するため、世界各国の研究者、特にアジアからの研究者を招聘した国際シンポジウム等を開催する。また、海外の連携協定機関等を基軸にしたネットワークの拡充により、国際放射線科学コラボセンター（仮称）の設置に向けた活動を実施する。
（【23-2】の再掲）
- ・【28-7】放射線安全総合支援センターの下、平成29年度に設置された他分野有識者による「放射線安全総合支援センターアドバイザリーボード」からの助言や提案を基に、教育・研究・各事業のさらなる進展を図る。
また、「アドバイザリーボード」の人的ネットワークを活用して、本学の取組の周知を図るとともに人材育成、研究者交流、国際交流等の新たな展開に繋げる。
さらに「アドバイザリーボード」を発展させ「国際アドバイザリーボード」の設置に向けた活動に取り組む。

【29】 短命県青森の健康対策から健康長寿社会の実現に向けた総合的・学際的な課題解決を図るため、COI研究推進機構、子どものこころの発達研究センター、北日本健康・スポーツ医科学センターその他既存の社会医学系組織を発展的に統合し、社会変革に必要な総合的研究・対策を可能とする革新的な教育研究拠点「健康未来イノベーションセンター」を創設する。本センターでは、産学官民連携の下、高齢者から子供までの幅広い世代における社会医学的・スポーツ医科学的研究を行い、国民の健康増進に関する提言、各種講演会・研究会等の開催、共同研究や国際交流等による指導的人材の育成を通じ、地域の活性化とともに我が国における医学的観点からの健康・支援対策の社会実装モデルを提案する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・ 【29-1】 弘前大学 COI 研究推進事業の中で、岩木健康増進プロジェクトによるコホート研究を引き続き実施するとともに、京都府立医科大学、九州大学、名桜大学及び和歌山県立医科大学が実施するコホート研究と連携し、データ統合を図ることでより大きなビッグデータの構築を図る。
- ・ 【29-2】 子どものこころの問題に関する教育研究活動等を推進するため、「子どものこころの発達研究センター」を中心に、弘前市の5歳児発達健診の疫学的追跡調査を実施し、発達障害の早期診断、早期療育のシステムを確立するとともに、人材育成につなげる。
- ・ 【29-3】 医学研究科の「スポーツ医科学・社会医学推進枠」を活用し、スポーツ医学と地域健康増進活動を基盤にした指導的人材の育成を推進する。

（2）研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

【30】 大学の研究環境機能の高度化を図るため、「研究基盤支援センター」（仮称）を中心に研究施設・設備の共用化やリユース、技術専門職等の育成を進めるとともに、図書館、資料館等を先端研究成果の発信拠点として位置付け、情報発信力を強化する。

- ・ 【30-1】 学内研究設備の共用化を推進するため、大型研究設備の情報を集約し、学内向けに広く周知して、より一層の利用促進を図る。また、研究設備に関するセミナー等を通じて、技術職員等のスキルアップを図る。
- ・ 【30-2】 紙の図書や雑誌等によって構築された従来の蔵書に加え、電子ジャーナルや電子ブック等の電子的リソースの継続した整備や貴重資料のデジタル整備、弘前大学学術情報リポジトリに収藏される学術雑誌掲載論文、紀要論文、学位論文等の教育研究成果の充実による学術情報基盤の強化を図る。
- ・ 【30-3】 資料館において、各部局の貴重な研究教育成果に関わる資料を積極的に調査し展示していく。また、企画展では学内の各部局教員やグループを中心とした調査研究の成果を、質量ともに豊富な資料で市民にも随時発信する。

【31】 研究パフォーマンス分析機能の整備や、リサーチ・アドミニストレーション機能の充実により、研究支援に係る人的資源及び体制を強化する。

- ・ 【31-1】 ライフサイエンス分野における外部資金を戦略的・継続的に増加させる仕組み作りを行うとともに、研究支援体制のさらなる強化を図る。
- ・ 【31-2】 研究パフォーマンス分析について、蓄積してきた研究に係るデータ分析を引き続き行い、学内に向けて定期的に情報提供を行うとともに研究推進策に活用する。

【32】異分野間の連携や融合を促進し、学内研究組織体制や研究拠点形成を強化するとともに、優秀な若手研究者の発掘や育成に資する目的で、戦略的な独自の学内支援事業により、若手研究者等を対象とした機関を代表する特徴ある研究を支援する。

- ・【32-1】学内研究助成事業を実施して、各研究者の研究レベル向上や共同研究グループの構築を促進するとともに、新たな研究拠点の形成や優秀な若手研究者の研究支援を推進する。
- ・【32-2】教職員の研鑽意識を高め、また学生にレベルの高い学修機会を提供することを目的として、学術講演会を開催する。
- ・【32-3】若手研究者が学部・研究科の枠組みを超えて継続的に交流できる場を構築し、研究意欲向上、異分野連携や融合の促進を図る。

【33】持続的な研究開発及びイノベーションを創出・促進する人材の育成・確保のため、研究・イノベーション推進機構を中心に、産金学官による戦略別・分野別クラスターを組成するなど、学外とのオープンな連携体制を強化する。

- ・【33-1】研究シーズデータベースの充実を図るとともに、技術移転ネットワーク「ネットビックスプラス」などの産学官金連携の枠組みを活用し、地域や地元企業のニーズを解決し、新たな付加価値を生じるためのオープンな連携体制を強化する。
- ・【33-2】研究・イノベーション推進機構を中心に、自治体やひろさき産学官連携フォーラム等の学外機関との連携を強化し、産学連携活動を促進する。

【34】保有する知的財産の価値を最大化するため、研究開発成果の権利化、秘匿化、標準化を適切に使い分ける戦略を構築し、知的財産の創造基調から活用・保護に焦点を移したマネジメントにより、持続的かつ高付加価値につながる研究開発を支援することで、未利用特許のライセンス供与を含む活用数や地域企業との共同出願特許件数の増加などを図る。

- ・【34-1】知財活用マネジメントに関する基本方針に基づき、複数のTL0との連携を図ることにより、未活用特許の活用による日本国内外でのライセンシングを促進する。
- ・【34-2】全教職員・学生を対象とした、知財専門家による知財セミナーを実施し、専門知識及び知的財産に関する意識の向上を図る。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

【35】地域を志向した教育・研究を推進し、地域の発展に積極的に貢献する人材を育成するとともに、地域の課題（ニーズ）と大学の資源（シーズ）の効果的なマッチングによる地域課題の解決や地域資源の利活用を促進するため、自治体や経済界等との包括協定数を平成27年度と比較して1.5倍に増加させ、地域振興への取組を組織的に展開する。

- ・【35-1】COC事業として、教養教育カリキュラムを中心とした全学的な地域志向教育を継続して実施するとともに、地域課題に直結する研究の強化と多様な機関との連携を推進する。
- ・【35-2】COC+事業として、事業協働機関である大学・自治体・企業等との連携の下、青森・弘前・八戸・むつ圏域の4ブロックを中心に学生の地元就職・起業支援のための事業を展開するとともに、雇用創出に向けたプロジェクトを推進する。

- ・【35-3】地域の自治体や経済界等との包括連携協定を締結するとともに、自治体等職員を講師とした講演会を実施する。また、地域の他の高等教育機関との連携活動にも参画し、地域課題の解決に向けた共通事業、人材交流、学術情報交流を継続して実施する。
- ・【35-4】若手研究者や学生等を対象とした「弘前大学起業家塾」を実施し、地域資源を活用した起業支援や地域課題の解決に貢献する人材育成を行うとともに、弘前大学発イノベーション創出のための起業家意識の醸成を図る。

【36】本学の有する専門的かつ幅広い知的資産を活用して、社会人の学び直しや地域の分野別リーダー的人材の育成等、社会の多様なニーズに応じた教育機会を提供する。

- ・【36】本学の有する知的資産を活用し、地域活性化の中核拠点として、自治体等との連携により、地域課題を一層明確にさせた上で、社会人の学び直しや地域で活躍する実践者及び専門家の育成等に資する多様な生涯学習事業を実施、検証する。

【37】附属図書館、出版会、資料館をはじめとする学内の組織・諸施設の連携を一層推進する。それぞれの特色を活かしながら文化活性化の拠点として、学術的成果の発信と地域の要請に応える活動を強化するため、貴重資料の公開、特色ある地域文化に関する書籍刊行、研究成果や大学の方向性を明らかにする展示などを実施する。

- ・【37-1】附属図書館において、読書推奨及び能動的学修（アクティブ・ラーニング）促進のため、学生や学内組織と連携して関連事業を実施する。また、グローバル人材・地域志向型人材・イノベーション創出人材の育成に役立つ資料を充実するなど、学修支援機能を強化する。
- ・【37-2】出版会において、各教員の研究成果の発表のほか、教科書の刊行、教職員以外の優れた取組や活動に関する出版を継続して行う。特に、地域文化の活性化に資する特色ある書籍を刊行し、大学の地域貢献に寄与する。また、学内の組織・諸施設等の特色ある取組について、成果を一般に広く公表するために書籍化を推進する。
- ・【37-3】資料館において、常設展示資料の定期的な更新と、学内各部局施設と共同企画した企画展の実施により、本学における最新の研究や調査結果などの展示内容を充実させて学外に発信する機能をさらに強化し、学内各部局施設との情報連携をより一層密にする。

【38】地元自治体や産業界、高等教育機関等との連携を強化し、青森県全域の創生及び活性化を推進する戦略拠点「地域連携センター」（仮称）を整備し、地域のネットワーク機能等の強化を図るとともに、本学の強み特色を活かし、産金学官一体的な文理融合型共同研究を進め、地域に賦存する食・環境・観光・自然エネルギー分野での新たな産業やビジネスモデル、雇用を創出するとともに、当該分野を担う人材の育成・交流を通じて、地域の創生・発展を牽引する。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・【38-1】地域創生戦略拠点としての機能強化を図るため、社会連携推進機構及び学内関係組織を再編して、学長を本部長とする地域創生本部（仮称）を新たに設置し、地域創生の総合窓口機能とネットワーク構築機能を重視した活動を展開する。また、地域創生本部（仮称）に専任教員を配置することにより、地域活性化に向けたプロジェクトの充実を図る。
- ・【38-2】地域との人的交流による連携強化を図るため、自治体及び金融機関職員を本学に受入れる連携推進員制度及び本学職員を地方自治体等へ派遣する職員研修制度を引き続き実施する。

- ・【38-3】地域の自治体や経済界等との包括連携協定を締結するとともに、自治体等職員を講師とした講演会を実施する。
- ・【38-4】地域の観光人材育成を目的としたワークショップ及び養成講座等を引き続き実施する。
- ・【38-5】青森県産の優れた食料資源の安定した生産環境の構築に向け、地域のエネルギー資源・環境についての研究を進め、成果発表を実施するとともに、地域における気候変動適応策の情報収集を行い、地域関連機関へ提供する。
- ・【38-6】食品機能性を生かした青森県産食品素材の高付加価値化を図るための開発を引き続き行うとともに、国際市場を視野に入れた販売戦略の立案と輸出拡大に向けた環境づくりを継続して整備する。また、それぞれの諸課題を把握・整理し、解決策を立案する。
- ・【38-7】環境変動モニタリングを継続しつつ、白神山地でのツアーに求められるニーズ把握等に関する学外諸機関との共同研究を実施する。それらの成果を地域へ還元するために、人材育成講座、啓発セミナー等を実施して、自然環境情報及び環境モニタリングの成果を観光ツアー資源として活用できる人材を育成する。
- ・【38-8】地域のエネルギー資源の利用推進のため、浅瀬石川流域での地下水熱評価、小型バイオマスガス化炉の開発、農業と太陽光発電の共生を目指すソーラーシェアリングの日射量解析、漁業での活用を目指した小風力揚水ポンプシステムの創製についての研究を進め、新エネルギーフォーラム等で研究成果を公開する。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

【39】海外研究機関との積極的なネットワークを形成するとともに、海外拠点等を活用した教職員・学生の国際交流を推進する。

- ・【39】新規協定校の開拓を推進するとともに、本学の特徴的な取組である協定校との教員交流プログラムの拡充などにより、協定校を拠点とした国際交流を一層推進する。

【40】国際性を涵養するため、日本人学生と外国人学生とが一緒に授業を受ける機会を拡充するとともに、学生の英語力向上を図るために、英語による授業を拡充する。

- ・【40】国際性の涵養を目的に、日本人学生と外国人学生が一緒に授業を受ける機会や英語による授業の拡充のために国際交流科目から教養教育科目に移行した科目や新たに開講した科目を引き続き開講する。

【41】学生の海外派遣プログラムを推進するとともに、経済面を含め派遣学生に対するサポート体制を強化し、平成27年度と比較し、留学を含む海外派遣学生数を1.5倍以上にする。

- ・【41-1】学生の短期海外派遣として、授業での海外研修プログラムやグローカル人材育成事業等の各種派遣を実施するとともに、新たにオーストラリアを拠点とした海外研修プログラムの開発に取り組む。
- ・【41-2】学生の海外留学への機運の醸成を図るために、新たに留学説明会や留学相談等を集中的に展開するイベントとして留学ウィークを実施するとともに、大学基金等を活用した学生への経済的支援を拡充する。

【42】地域と連携した留学生用民間寄宿舎制度を確立し、受入留学生の支援体制を強化
・充実させるとともに、海外大学フェアに積極的に参加し、平成27年度と比較し、
受入留学生数を1.5倍以上にする。

- ・【42-1】交換留学生を増やすための方策として、協定校の訪問や覚書締結の推進、交換学生数の拡大等に取り組むとともに、今後の留学生増加に対応するため、国際交流会館の入居基準等を見直すほか、留学生の居住支援の充実に向けて取り組む。
- ・【42-2】大学院進学が期待される外国人の研究生を増やすため、研究生制度の広報を強化するとともに、出願方法や受入体制等についての改善事項を整理する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

【43】各診療部門特有の診療機能に関するクオリティ・インディケータ（医療の質に関する指標）を新たに設定し、安心・安全で質の高い医療を提供する。

- ・【43-1】引き続き、医療の質を表すクオリティ・インディケータを追加設定し公表する。
- ・【43-2】ISO9001：2015の認証審査、国立大学附属病院長会議による特定機能病院間相互のピアレビュー、感染防止対策地域連携加算に係る相互チェックの実施など、第三者機関による病院評価を実施し、PDCAサイクルによる検討・改善を進める。
- ・【43-3】医療安全及び感染対策を強化するため、職員全体の意識向上と情報共有を目的とした講演会等を開催する。また、抗菌薬の適正使用を推進するためAST（抗菌薬適正使用支援チーム）によるコンサルテーション件数の増加を図るとともに、地域医療機関にも参加を呼び掛けて抗菌薬の適正使用に関する研修会を開催する。

【44】高度急性期病院としての役割を踏まえ、地域医療機関、地方公共団体等との連携を強化し、地域におけるがん及び脳卒中等の医療課題に積極的に取り組む。

- ・【44-1】がん死亡率改善に向けて、青森県が新たに取り組む「大腸がん検診モデル事業」に協力し、対象者に対する内視鏡検査を実施する。
- ・【44-2】青森県全体の感染対策向上を図るため、行政機関及び青森県感染対策協議会(AICON)加盟施設と合同で、地域医療機関や介護施設向けの研修会等を開催する。
- ・【44-3】ひろさきライフィノベーション戦略の一環として地域に先駆けて導入したロボットスーツHAL(Hybrid Assistive Limb)の運用を更に進め、地域医療機関との勉強会や研究会等においてロボットスーツによる歩行治療の有用性を発信する。また、保険適応拡大や併用治療による新たな治療戦略の開発に向け、中央医療機関との連携のもと臨床治験に参加する。
- ・【44-4】地域の要請に応え、外科系二次救急輪番を継続する。

【45】被ばく医療及び高度救命救急医療の中核的役割を担うとともに、災害医療においては、地域の防災訓練に指導・助言するなど積極的に参画する。

- ・【45-1】国の原子力災害医療体制の一員として、原子力災害発生時の専門的医療に備えるため、原子力災害拠点病院の原子力災害医療派遣チームに対する専門研修に加え、医師・看護師・診療放射線技師等を対象とする中核人材研修等を実施する。
- ・【45-2】附属病院の災害対策能力の底上げを図るため、トリアージを含む事業継続計画(BCP)に基づく総合防災訓練を実施する。

【46】地域と連携した専門医養成体制の充実・強化を図るため、「医師キャリア形成支援センター」（仮称）を設置し、高度医療を提供できる専門医を養成する。

- ・【46】専門医資格取得に関する研究業績を充実させるため、専門研修医及びその指導者に対し海外の学会出席に係る旅費を支援する。

【47】医療人の専門性、国際性の向上及び臨床現場への定着、復帰支援のため、「総合臨床教育センター」（仮称）を設置し、教育・研修体制を充実する。

- ・【47-1】看護職員の復帰支援のため、育児休業・病気休職等からの復帰支援プログラムを実施する。
- ・【47-2】看護職員の国際性向上のため、院内での語学研修及び海外施設での実地研修を実施する。
- ・【47-3】チーム医療を強化するため、薬剤部員に対する学会発表や論文作成を奨励し、学術団体が認定する「認定・専門・指導薬剤師」の増員に向けた取組を行う。

【48】臨床試験管理センターに生物統計専門家等を配置し、臨床研究及び臨床試験の支援体制を強化する。英語研究論文年間140編以上とする。

- ・【48-1】臨床試験管理センターに生物統計・データ解析に関する専門家等の必要人員を配置し、臨床研究及び臨床試験の支援体制を強化する。
- ・【48-2】先進的医療技術の研究・開発を推進するとともに、学内外機関との共同研究を実施する。

【49】国の財政状況等を踏まえ、老朽化した病棟の改修計画を進める。さらに、医療機器等をマスタープランに則り計画的に更新し基盤整備を行う。

- ・【49】老朽化した病棟の整備計画を策定するとともに、医療機器等を計画的に更新する。

（3）附属学校に関する目標を達成するための措置

【50】学部長・研究科長のリーダーシップの下、附属学校における教育・研究・教員養成に関して学校運営体制の見直しを行う。

- ・【50】学部長・研究科長をリーダーとした新たな附属学校園運営体制への移行に向けた運営方針を作成する。さらに、新運営体制に向けて、学部、研究科及び附属学校園との連携体制を具体的に協議するための協議会を創設するとともに、附属学校園全体で一貫した教育を展開するための指針の作成に取り組む。

【51】教育委員会や公立学校などと連携を図り、地域が抱える教育課題の解決のため、環境教育、健康教育、インクルーシブ教育等の教育プログラムを研究・開発する。

- ・【51-1】地域のニーズに沿った健康教育、環境教育等を展開するため、学部・研究科との連携による新たな教育プログラムの研究・開発を進める。
- ・【51-2】附属小学校に設置した学習支援室を中心に、附属学校園が連携して、インクルーシブ教育推進のため、通常の学級における特別支援教育の教育プログラムの研究・開発を行う。

【52】総合大学の強みを活用し、学部・研究科を超えた多様な学問領域を融合し、アクティブ・ラーニングをはじめとする新しい教育方法の研究・開発を行う。

- ・【52】教職大学院において他学部・他研究科と連携して行われている地域課題への取組をモデルとして、学識的知見を活かし、次期改訂学習指導要領を見据えた新しい教育方法の研究・開発を行う。その成果については、公開研究会等を通じて地域に発信する。

【53】教育学部及び教職大学院との連携の下、附属学校教員と学生による協働的な省察活動を組み入れた質の高い教育実習指導体制を構築することで、多様で困難な教育課題に対しても果敢に取り組み、柔軟かつ適切に対処できる実践的指導力を育成する。

- ・【53】学部、研究科及び附属学校教員と学生による協働的な省察活動を組み入れた教育実習指導体制の拡充を図るとともに、ポートフォリオを活用することによって、学生の自律的発展力の開発と客観的評価の指標を作成する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためによるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

【54】学長のリーダーシップを發揮し、迅速な意思決定を可能にするガバナンス体制を確立するため、学長補佐体制の整備やIR（インスティテューション・リサーチ）機能を強化する。

- ・【54-1】引き続き、学長自らが学部長等の選考を行うとともに、大学として重点的に取り組む領域等への副学長、学長特別補佐等の戦略的な配置により学長補佐体制を整備する。
- ・【54-2】IRデータをさらに充実させて、IRデータ管理システムを拡張するとともに、教育研究等の活動データ等を基に組織評価の実施や本学における組織の強み・特色的検討を行うなど、大学運営に活用する。

【55】社会や地域のニーズに対応した戦略的・機動的な組織運営とガバナンス体制を確立するため、経営協議会をはじめ学外者の意見を聴取する機会を拡充するとともに、法人運営の改善・強化に積極的に反映させる。

- ・【55】学外者の意見聴取の機会を拡充するため、有識者懇談会等を実施する。

【56】良質なガバナンスの確立と運用のため、監事監査のサポート体制を整備するなど監事機能を強化する。

- ・【56-1】監事が大学の運営状況等に関する情報を多面的に得る機会を拡充するため、学長と監事の定期的意見交換会を実施するとともに、監事と職員との意見交換を充実する。
- ・【56-2】監事の指示の下、法人内部監査室において監事監査をサポートする。

【57】全学的な視点による教員の選考と機能的な教員配置を実現するとともに、教育研究の活性化を図るため、教員定員の20%への年俸制の適用及び外国人教員数を平成27年度と比較し倍増させる。また、ポイント制による教員定員の管理を行い、若手教員の雇用を推進する体制を整備する。

- ・【57】全学的な視点による教員配置を行うため、教員の採用・補充等については、引き続き学長を委員長とする全学教員人事委員会の承認に基づき実施するとともに、外国人教員の補充が可能なポストを確認しつつ、教員公募を行う。また、若手教員の雇用を推進するための雇用計画の策定に着手する。

【58】教員個々の役割や貢献度等を踏まえた業績評価及び評価に基づく柔軟かつ効果的な人事・給与制度を構築する。

- ・【58-1】新たな教員業績評価を導入・実施するとともに、前年度業績に係る評価結果の有効性について検証を行う。
- ・【58-2】年俸制適用教員の給与について、「国立大学法人弘前大学年俸制適用職員の評定基準」により、引き続き教員業績評価の結果を参考に学長が評定を行い、その結果に基づき号俸を決定する。また、新たな教員業績評価の検証・見直し結果を踏まえた教育職俸給表適用教員の給与（賞与及び昇給）の決定方法を検討する。

【59】組織的かつ計画的な人材の育成・確保を行うため、SD（スタッフ・ディベロップメント）プログラムを整備する。

- ・【59】引き続き大学運営上の課題となる法令遵守、研究不正防止、ハラスマント防止、情報セキュリティ等の研修を実施するとともに、作成した研修計画に基づいた有効性の検証を行う。

【60】職員の視野を広げ多様な経験を積むことで企画力・折衝力等を向上させるため、国の機関及び他大学等との人事交流等について、派遣先を民間企業や地域の自治体等へ拡充するとともに、グローバル化に対応するため、語学研修の実施等を通じて職員の英語をはじめとする外国語能力を向上させる。

- ・【60-1】北東北国立3大学事務職員人事交流、文部科学省行政実務研修生等による国の機関との人事交流及び民間企業・地方自治体等への派遣研修を引き続き実施するとともに、職員に多様な経験を積ませ視野を広げるため、さらに交流可能な民間企業・地方自治体等について調査する。
- ・【60-2】グローバル化推進の観点から、外国語の能力向上を目的とした研修を引き続き実施するとともに、外国語能力の向上の検証法及び外国語能力が必要となる業務について調査する。

【61】戦略的な施策に重点配分するために、全学的な視点に立った学内資源の再配分を行うこととし、戦略的な経費を学内予算総額（外部資金等を除く）の10%以上にする。

- ・【61】大学改革や強み・特色を活かした機能強化の取組、第4期中期目標期間を見据えた取組などに対して学長の裁量で重点配分するため、トップマネジメント経費を中心とした戦略的な経費を優先的に確保する。

【62】サテライト拠点の機能強化を図る目的で、東京事務所を活用した首都圏エリアにおける積極的な情報の収集及び発信を行う。

- ・【62】東京事務所を活用して、首都圏における本学の教育研究活動の促進や、URA（リ

サーチ・アドミニストレーター)による企業等との産学連携活動の推進、産学連携イベントの出展等による研究シーズのマッチングを促進する。

【63】ワーク・ライフ・バランスに配慮した環境整備や次世代育成支援対策、ジェンダーバランス改善等の取組により、男女共同参画を推進する。なお、ジェンダーバランスの改善にあたり、女性教員の採用比率年平均 27.5%，在職比率 19.0%にし、上位職（学長・理事・監事・副学長・学部長・評議員相当）の女性を平成 27 年度と比較し倍増させる。

- ・【63-1】女性限定公募や女性優先公募等のポジティブアクションによって引き続き女性教員の応募・採用を促進するとともに、ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（牽引型）事業を中心に女性教員の上位職登用に向けた方策を実施する。
- ・【63-2】子育て・介護に係る学内休暇・休業制度等支援策の活用状況等を検証するとともに、平成 29 年度に試行開始したダイバーシティレポート制度により男女共同参画の観点から教員採用に関するデータを収集・蓄積し、ジェンダーバランス改善の効果的な方策検討に活用する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

【64】平成 28 年度に入学定員の見直しを含む学部改組及び大学院定員の再配分を実施するとともに、学長のリーダーシップの下、IR（インスティテューション・リサーチ）を活用した学内情報の調査分析に基づき検証を行い、定員規模を含めた教育研究組織の見直しを戦略的・重点的に行う。

- ・【64】IR を活用して、入試結果から組織改革の状況、大学院研究科への進学状況及び就職状況について検証、大学院研究科の入学定員を再構築した上で、大学院研究科再編案を策定する。

【65】教員養成に特化した高度専門職業人を養成するため、青森県教育委員会等と連携・協働しつつ、平成 29 年度までに教職大学院を整備する。

- ・【65】平成 29 年 4 月に設置した教育学研究科教職実践専攻（教職大学院）の実践型カリキュラムを引き続き実施し、その状況を踏まえて、教職大学院の充実発展に向けた教科実践プログラムを開発する。

【66】大学院研究科の見直しに取り組み、地域の課題解決やイノベーション創出に重点を置いた、領域融合的な教育研究体制を構築する。

- ・【66】大学院研究科の再編基本計画を基に、平成 32 年度の設置に向けて、「地域共創」の原動力となる高度専門職業人の育成を担う領域融合の大学院研究科（修士課程）設置計画案を策定する。

【67】本学の強み・特色である附置研究所の機能をより一層伸長し、地域の活性化に貢献するため、柔軟性のある研究組織に再編成する。

- ・【67】附置研究所の再編計画を基に、再生可能エネルギー及び食に関する附置研究所を「地域戦略研究所」として統合・再編し、地域課題の解決やその成果の社会実装に向けた研究体制を充実させる。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

【68】情報化やアウトソーシングなどにより事務処理の合理化・質の向上を図るとともに、本部と部局との連携体制の強化等、効率的かつ機能的な事務組織・運営体制を構築する。

- ・【68-1】第3期中期目標期間における「弘前大学事務業務の効率化・合理化推進方策実施要項」に基づき、平成30年度の業務改善実施計画を実施し検証するとともに、翌年度の計画を策定する。
- ・【68-2】事務局と部局との連携体制の強化等、効率的かつ機能的な事務組織・運営体制を構築するため、引き続き事務職員の的確な配置に関する調査を実施し、調査結果及び事務業務の効率化・合理化の進捗状況を踏まえ、事務組織の再編を見据えた事務職員の配置計画を作成する。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

【69】教育・研究活動の一層の強化・充実を図るため、新たに基金を創設するとともに、積極的な募金活動を展開する体制等を整備し、平成27年度と比較し、寄附金の受入額を10%以上増加させる。

- ・【69】「弘前大学基金」への寄附を促進するため、受入方法及び募金活動を充実することで、寄附金の増収を図る。

【70】資金の獲得増に向けた取組として、「弘前大学科研費申請の基本方針」及び「競争的資金申請の基本方針」を隨時見直し、学内の学術情報や学術・人的資源を正確に把握し、それらを最大限活用した外部資金の獲得のため組織的な研究支援を行う。

- ・【70】資金の獲得増に向けた取組として、「弘前大学科研費申請の基本方針」及び「競争的資金申請の基本方針」に基づき、効果的な外部資金獲得のための研究支援を行う。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

【71】管理的経費の執行状況やコスト削減実績の分析結果等に基づく新たなコスト削減計画を策定するとともに、予算執行の一層の効率化を図り、経費を抑制する。

- ・【71】「第3期中期目標期間における管理的経費のコスト削減計画」を含む財務健全化に向けた大学全体の経費抑制や増収に取り組む。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

【72】教育・研究組織の再編を踏まえ、施設の点検評価を実施して、教育研究スペースの共有化を図るなど、全学的な視点から学長のリーダーシップに基づく戦略的な施設の再配分を行う。

- ・【72】施設の点検評価について、教育・研究施設の使用実態や利用状況調査結果を踏まえ、施設の再配分方針や作業計画等を策定する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためによるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

【73】組織の強みや特色の伸長を重視した評価項目や評価基準等を策定し、自己点検及び外部評価からなる新たな評価制度を開発し、全ての教育研究組織（分野）において実施する。

- ・【73-1】平成29年度に実施した新たな組織評価の結果を、各部局への経費配分等の大変運営や、本学における組織の強み・特色の検討に活用する。
- ・【73-2】自己点検を基に、本学の教育研究活動の特徴を明確にするため、外部評価を実施する。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

【74】広報マネジメント体制を強化するとともに、民間手法を活用した企画競争による新たな広報活動を展開する。

- ・【74】企画競争等による民間手法を積極的に取り入れ、複数のメディア媒体を活用した教育・研究・社会貢献に関する広報活動を展開する。

【75】各種メディアを活用し、本学の活動状況や活動成果に関する情報を国内外へ積極的に発信し、平成27年度と比較し、HP等へのアクセス件数を1.5倍にする。

- ・【75】学内イベントや研究成果の公表、教育活動の成果等、学内外へ発信する情報を集約し、大学ウェブサイトやSNSを活用した情報発信を積極的に展開する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためによるべき措置

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

【76】多様化する教育・研究活動等に対応し、国の財政状況等を踏まえ、安全・安心で環境に配慮した施設を整備するとともに、既存施設等の修繕計画を策定し、計画的な維持保全を行う。

- ・【76-1】本学の施設整備方針に基づいた施設・設備の整備を実施するとともに、大学改革（学部改組）に伴う教育・研究施設の整備を実施する。
- ・【76-2】インフラ長寿命化計画の行動計画を踏まえ、個別施設計画の策定を進める。

【77】教育・研究組織の再編を踏まえ、キャンパスマスターplanを見直す。

- ・【77-1】文京町団地のキャンパスマスターplanを策定し、教育・研究施設等の機能強化・長寿命化への対応や、競争的スペースや共通的スペース等の共同利用スペースの有効活用を踏まえた戦略的な施設マネジメントを実施し、安全で安心な教育研究等の場を提供する。
- ・【77-2】本町団地、学園町団地のキャンパスマスターplanについて、概要及び問題点の把握、整備方針を含めた作業計画等の策定を進める。

【78】全学情報基盤システムの運用状況の調査及び更新を行うことにより、情報セキュリティマネジメント及び事業継続マネジメントを適切に運用し、安心・安全なデジタルキャンパス環境整備の一層の充実を図る。

- ・【78-1】学内情報基盤環境の充実を図るため、全学情報基盤システムの更新に係る基本構想に基づき、当該システムの仕様書案を策定する。
- ・【78-2】弘前大学情報セキュリティ対策基本計画の確実な実施のため、本学における情報資産の調査及び情報セキュリティ監査を行い、情報セキュリティマネジメントの適切な運用を図る。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

【79】法令を遵守し、安全衛生に関する講習会を開催するなど安全管理関連の活動を実施し、安全管理の周知と知識を向上させる。

- ・【79】安全衛生に関する講習会の開催や産業医の職場巡視等を行う。

【80】学生・教職員を対象とした総合防災訓練を行うなど防減災活動を実施するとともに、防災講習会等の開催により防減災に関する知識を啓発する。

- ・【80-1】地震、火災発生を想定した総合防災訓練、避難訓練等とともに、建物の応急危険度判定及びインフラ状況確認作業等、実践的な訓練を実施する。
- ・【80-2】防災に関する講習会等の開催により、防災意識の高揚を図るとともに防減災に関する知識を啓発する。

【81】構成員の安全意識を向上させるため、弘前大学ハザードマップを策定・公表する。

- ・【81】弘前大学ハザードマップ 2017 を踏まえ、安全で安心な強いキャンパスを提供するための行動計画を策定する。

3 法令遵守等に関する目標を達成するための措置

【82】研究費の不正使用及び研究活動における不正行為に対する規範意識を徹底するため、説明会及びe-ラーニング等を活用し、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して研究倫理教育を実施する。

- ・【82-1】学内における各種説明会等を活用し、不正経理等の防止について周知徹底するとともに、構成員の規範意識を向上させるため、コンプライアンス教育を実施する。
- ・【82-2】研究活動における不正行為防止に関する研究倫理教育を実施し、法令等に基づく適切な法人運営を行う。
- ・【82-3】研究活動におけるリスクマネジメントに関して、全学的な体制強化を図る。

【83】不正発生要因の分析を行い、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査（リスクアプローチ監査）を実施し、牽制機能を強化・充実する。

- ・【83】不正発生要因の分析に基づき内部監査実施計画を策定し、重点的・効果的な監査を実施する。

【84】情報セキュリティセミナーの定期的な開催及びe-ラーニングの活用により、教職員・学生に対する情報セキュリティ教育の充実を図る。

- ・【84-1】弘前大学情報セキュリティ対策基本計画の確実な実施のため、役職員及び学生を対象に、情報セキュリティセミナー、標的型攻撃対応訓練、e-ラーニング教材及び情報セキュリティリーフレットを活用した情報セキュリティ教育を実施し、情報セキュリティに関する知識及び対策について啓発を図る。
- ・【84-2】弘前大学CSIRTを対象に、情報セキュリティインシデント対応に関する実践的な教育訓練を実施し、インシデント発生時の対応力強化を図る。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

- 1 短期借入金の限度額
2,637,293千円
- 2 想定される理由
運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
 1. 重要な財産を担保に供する計画
附属病院の施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入に伴い、本学の土地及び建物を担保に供する。

IX 剰余金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
総合研究棟（医学系、人文社会科学系）改修、小規模改修等	総額 260	施設整備費補助金 (229) 長期借入金 (0) (独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (31)

(注) 施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

2 人事に関する計画

- 全学的な視点による教員配置を行うため、教員の採用・補充等については、引き続
き学長を委員長とする全学教員人事委員会の承認に基づき実施するとともに、外国人
教員の補充が可能なポストを確認しつつ、教員公募を行う。また、若手教員の雇用を
推進するための雇用計画の策定に着手する。【年度計画 57】
- 引き続き大学運営上の課題となる法令遵守、研究不正防止、ハラスメント防止、情
報セキュリティ等の研修を実施するとともに、作成した研修計画に基づいた有効性の
検証を行う。【年度計画 59】
- 北東北国立3大学事務職員人事交流、文部科学省行政実務研修生等による国の機関
との人事交流及び民間企業・地方自治体等への派遣研修を引き続き実施するとともに、
職員に多様な経験を積ませ視野を広げるため、さらに交流可能な民間企業・地方自治
体等について調査する。【年度計画 60-1】
- グローバル化推進の観点から、外国語の能力向上を目的とした研修を引き続き実施
するとともに、外国語能力の向上の検証法及び外国語能力が必要となる業務について
調査する。【年度計画 60-2】
- 女性限定公募や女性優先公募等のポジティブアクションによって引き続き女性教員
の応募・採用を促進するとともに、ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（牽
引型）事業を中心に女性教員の上位職登用に向けた方策を実施する。【年度計画 63-1】

(参考1) 30年度の常勤職員数 1,617人

また、任期付き職員数の見込みを 335人とする。

(参考2) 30年度の人件費総額見込み 17,473百万円（退職手当は除く）

(別紙) 予算、収支計画及び資金計画

1. 予算

		(単位：百万円)
	区分	金額
収入		
運営費交付金		10,328
施設整備費補助金		229
船舶建造費補助金		0
補助金等収入		467
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金		31
自己収入		25,156
授業料、入学料及び検定料収入		4,169
附属病院収入		20,669
財産処分収入		0
雑収入		318
産学連携等研究収入及び寄附金収入等		2,760
引当金取崩		135
長期借入金収入		0
貸付回収金		0
目的積立金取崩		0
出資金		0
学内借入金		900
計		40,006
支出		
業務費		34,230
教育研究経費		14,911
診療経費		19,319
施設整備費		260
船舶建造費		0
補助金等		467
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等		2,760
貸付金		0
長期借入金償還金		1,389
大学改革支援・学位授与機構施設費納付金		0
出資金		0
学内施設等整備費		900
計		40,006

[人件費の見積り]

期間中総額 17,473 百万円を支出する（退職手当は除く）。

注 1) 「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち、
当年度予算額 2,163 百万円、
前年度よりの繰越額のうち使用見込み額 619 百万円

2. 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	39,272
経常費用	39,272
業務費	35,447
教育研究経費	4,662
診療経費	12,276
受託研究経費等	338
役員人件費	105
教員人件費	9,405
職員人件費	8,661
一般管理費	899
財務費用	86
雑損	0
減価償却費	2,840
臨時損失	0
収益の部	39,386
経常経費	39,386
運営費交付金	10,273
授業料収益	3,498
入学金収益	489
検定料収益	95
附属病院収益	20,669
受託研究等収益	1,436
補助金等収益	467
寄附金収益	1,280
財務収益	17
雑益	301
資産見返運営費交付金等戻入	568
資産見返補助金等戻入	176
資産見返寄附金戻入	117
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	114
目的積立金取崩益	0
総利益	114

3. 資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	56,534
業務活動による支出	35,581
投資活動による支出	10,504
財務活動による支出	2,648
翌年度への繰越金	7,801
資金収入	56,534
業務活動による収入	38,244
運営費交付金による収入	10,328
授業料・入学金及び検定料による収入	3,719
附属病院収入	20,669
受託研究等収入	1,436
補助金等収入	467
寄附金収入	1,324
その他の収入	301
投資活動による収入	9,877
施設費による収入	260
その他の収入	9,617
財務活動による収入	900
前年度よりの繰越金	7,513

別表（学部の学科、研究科の専攻等）

人文学部（H28募集停止）	人間文化課程	115人
	現代社会課程	110人
	経済経営課程	120人
人文社会科学部	文化創生課程	330人
	社会経営課程	465人
教育学部	学校教育教員養成課程	595人
	養護教諭養成課程	85人
	生涯教育課程（H28募集停止）	70人
	(うち教員養成に係る分野)	680人
医学部	医学科	767人
	保健学科	860人
	(うち医師養成に係る分野)	767人
理工学部	数物科学科	236人
	物質創成化学科	203人
	地球環境防災学科	197人
	電子情報工学科	225人
	機械科学科	242人
	自然エネルギー学科	91人
	数理科学科（H28募集停止）	40人
	物理科学科（H28募集停止）	40人
	地球環境学科（H28募集停止）	58人
	知能機械工学科（H28募集停止）	58人
農学生命科学部	学部共通	10人
	生物学科	160人
	分子生命科学科	160人
	食料資源学科	165人
	国際園芸農学科	150人
	地域環境工学科	120人
	生物資源学科（H28募集停止）	35人
人文社会科学研究科	園芸農学科（H28募集停止）	40人
	文化科学専攻	20人
教育学研究科	(うち修士課程)	20人
	応用社会科学専攻	12人
教育学研究科	(うち修士課程)	12人
	学校教育専攻	32人
	(うち修士課程)	32人
	教職実践専攻	32人
	(うち専門職学位課程)	32人

医学研究科	医科学専攻	230人 (うち博士課程 230人)
保健学研究科	保健学専攻	96人 〔うち博士前期課程 60人 博士後期課程 36人〕
理工学研究科	理工学専攻	240人 (うち博士前期課程 240人)
	機能創成科学専攻	18人 (うち博士後期課程 18人)
	安全システム工学専攻	18人 (うち博士後期課程 18人)
農学生命科学研究科	農学生命科学専攻	120人 (うち修士課程 120人)
地域社会研究科	地域社会専攻	18人 (うち博士後期課程 18人)
附属小学校	642人 学級数 21	
附属中学校	495人 学級数 15	
附属特別支援学校	60人 学級数 9	
附属幼稚園	90人 学級数 4	